

○大阪大学マルチリンガル・エキスパート
養成プログラム運営協議会申合せ

平成27年3月5日
制 定

(目的及び設置)

第1条 大阪大学マルチリンガル・エキスパート養成プログラムの円滑な運営を図るため、マルチリンガル・エキスパート養成プログラム運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) マルチリンガル・エキスパート養成プログラム（以下「MLE」という。）の企画立案に関する事項
- (2) MLEの審議及び承認に関する事項
- (3) MLEの管理運営に関する事項
- (4) MLEに係る連絡調整に関する事項
- (5) MLEに係る経費の見積り及び配分計画に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、MLEに係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 外国語学部の学科目に配置される大阪大学の専任教員のうちから選出された者 若干名
- (2) 文学研究科、人間科学研究科、法学研究科、経済学研究科、言語文化研究科、国際公共政策研究科及び全学教育推進機構の各部局の専任教員のうちから選出された者 各部局から若干名
- (3) 言語文化研究科特任教員（MLE担当） 1人

(議長)

第4条 協議会に、議長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 議長は、協議会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、委員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をするこ

とができない。

- 2 協議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(全学共通部会)

第7条 協議会に、全学部・研究科共通プログラム部会（以下「全学共通部会」という。）を置く。

- 2 協議会は、その定めるところにより、全学共通部会の議決をもって、協議会の議決とすることができる。

第8条 全学共通部会は、MLEのうち、全学部・研究科に共通するプログラムの企画立案、管理運営等に関する事項を協議し、その結果を協議会に報告するものとする。

第9条 全学共通部会の委員は、協議会委員のうちから、協議会の同意を得て、協議会の議長が任命する。

第10条 第4条、第5条及び第6条の規定は、全学共通部会について準用する。（報告）

第11条 協議会及び全学共通部会（以下「協議会等」という。）は、必要に応じて、その協議の結果を副学長（教育担当）及び関係部局・運営組織等に報告するものとする。

(庶務)

第12条 協議会等の庶務は、言語文化研究科・外国語学部策面事務室において総括し、及び処理する。

(雑則)

第13条 この申合せに定めるもののほか、協議会等の運営に関し必要な事項は、協議会の議長が協議会又は部会に諮って定める。

附 則

この申合せは、平成27年4月1日から施行する。

この改正は、平成29年4月1日から施行する。